

後喧嘩に涉るか如きことなき事 散言せしること

(四) 解散地に於ては司會者の挨拶及若くは聯合唱の外 演説、宣言、決議等も爲すべしと

四、提揚物及携帶品

(一) ヲテーム使用すべし 旗幟は九のみに限る

(二) 長旗は七本とし 記載文字は豫め打合せたる標

語一人時同歩歩制の獲得 全國總聯合の促進

要法 散廢 失業防止の徹底 自由歩歩者の

傷害 保法 臨時在備制度 散廢し及び

一、テーム示威 行例と書しえしものとす 但し自地

に墨書とす

(二) 既成の會旗、支部旗各一本宛

(三) 銘旗は各團團體 一本宛

(四) 會旗、支部旗、その他 一切の旗幟は両端と

り尖端と鋭角と旗竿を絶對に使用せ

ざること

(五) 樂隊の外 鐘、鼓、法螺、喇叭の類を用ふるは

爆竹、煙花の類を禁ずること

(六) 刀、劍、竹、銃の類は勿論、洋杖、其他兇器

類も所持せざる者は入場差支ら加せしむる

こと

五 示威行例行進

(一) 示威行例は午後一時外 宛 同 四時限り解

散あること